

2 いじめ問題等への対応の基本的な流れ

(1) 早期発見

ア 情報収集の手段

- ・ 本人からの訴え ・ 保護者からの相談 ・ アンケート実施 ・ 児童の会話, 行動
- ・ 関係職員との連携 ・ 児童観察 ・ 各種相談

イ 情報収集上の留意点

(ア) 内容把握について

- ・ 「いつ」…時間, 時期, 期間 ・ 「どこで」…場所
- ・ 「だれが」…被害児童と加害児童, 目撃児童 ・ 「何を」…いじめの内容
- ・ 「なぜ」…発生の経緯, 理由, 背景

(イ) 判断に至る対応について

- ・ 「いじめは許さない」という強い姿勢で臨む。
- ・ 個人での判断は避ける。
- ・ 個人で対応し解決させるのではなく, 関係職員と連携を図り, 組織(いじめ対策等委員会を中心に)で対応する。
- ・ 迅速な対応と同時に, 慎重な姿勢で臨む。

(2) 早期対応

ア 組織的対応を図る報・連・相の流れ

いじめの発見・通報→ 生徒指導主任・学年主任→ 管理職→ **いじめ対策委員会**
↳ ※重大事案の場合は, 至急, 市教委へ報告

イ いじめ対策等委員会の構成

- ・ 校長 ・ 教頭 ・ 生徒指導主任 ・ 教務主任 ・ 保健主任 ・ 養護教諭
- ・ 関係職員(当該児童在籍学年担任, 当該児童担任等)

ウ 取組内容

- ・ 情報の共有…収集した情報の報告
- ・ 緊急性の判断…重大事態(「生命, 身体, 財産, 精神被害」もしくは「不登校」)にあたるかどうか
- ・ 調査の進め方…内容(調査項目)や方法(聴き取り, 追加アンケート等)の確認
- ・ 児童への対応…被害児童へのケア, 加害児童への対応や指導
- ・ 保護者との連携…家庭訪問, 来校の依頼
- ・ 関係機関との連携…教育委員会, SC, SSW
- ・ 各対応における役割分担

エ 対応策の検証

継続して状況観察を行い, 経過確認を行う。また, 状況の変化等に応じた対策を検討し実行する。

- ・ 被害児童を中心にした状況観察…観察, 定期的な聴き取り, 全職員での情報共有
- ・ 望ましい集団作りの支援…被害児童, 加害児童, 周囲児童との望ましい人間関係の構築
- ・ 保護者との連携…家庭訪問等による情報の共有化
- ・ 関係機関との連携…教育委員会, SC, SSWからの助言